

議 第 三 号

仙台市議会議事委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条及び仙台市議会議事規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和三年六月八日

提 出 者

議会議事運営委員会 委員長 加藤 和彦

仙台市議会議長

鈴木 勇治 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

「第十三条（招集）」

目次中「第十三条（招集）」を

第十三条の二（委員会開催の特例）」

に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（委員会開催の特例）

第十三条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認められる場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、オンラインにより委員会に参加することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第十四条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定により、委員長の許可を得て委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十三条の二第一項の規定によりオンラインを活用して開催する委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

オンラインを活用して委員会を開催することができるようにするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。